

平成28年度ニーズ調査の概要について(案)

1 名称

「障がい者生活ニーズ実態調査」(仮称)

2 目的・必要性

「障害者基本法」第11条第2項により、都道府県においては、「障害者計画」の策定が義務付けられており、本府では、平成24年度から平成33年度の10年間を計画期間とする「第4次大阪府障がい者計画」を策定している。本計画は、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」と一体的に作成しており、「第4期大阪府障がい福祉計画」の計画期間が、平成27年度から平成29年度となっていることから、平成30年度からの次期「障害福祉計画」の策定と合わせて、「障害者計画」についても、その後の状況変化を踏まえた改訂を行うことが望ましい。

その際、これまでも、計画を策定もしくは改訂するにあたっては、府内の障がい者の生活実態を把握するとともに、課題やニーズを適切に把握するための「障害者生活ニーズ実態調査」を実施してきたところであり、今回も計画改定に向け、当該調査を実施する。

<過去の調査実績>

- ・平成13年度(第3次大阪府障害者計画)
- ・平成19年度(同上後期計画)
- ・平成22年度(第4次大阪府障がい者計画)
- ・平成28年度(同上後期計画)

3 調査時期(予定)

平成28年8月目途に 調査を実施し、10月目途に 集計・分析を行う。

4 調査の方法等

(1) 調査内容

第4次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会において、調査項目を検討・設定。

(2) 調査対象

8,000人

(内訳案)身体障がい者(児)3,800人、知的障がい者(児)2,000人、精神障がい(発達障がい含む)1,800人、難病400人

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者のうち、居住市町村及び年齢ごとに抽出し調査を行う。

※手帳を所持しない、自立支援医療(精神通院)受給者、発達障がい者、難病患者については、団体等の協力を得て調査を行う。

(3)調査手順 ※手帳所持者への調査手順について記載。

①リストの抽出及び調査票の発送

- ・手帳発行を目的とし各自治体が管理している手帳データから、該当者数の「住所」・「年齢」・「氏名」を抽出する。
- ・作成されたリストは、直接ラベルシートに印刷して封筒に貼り付けるものとし、紙媒体ではリストを保管しないこととする。
- ・アンケート調査票は、原則として本人が記入するものとし、本人が判断できない場合は、家族等が判断し、記入することもある。

※手帳業務の権限移譲の状況を踏まえ、調査票の発送の仕方について、権限移譲先の市町村と調整が必要。

②調査票の収集

- ・調査票は、無記名とし、かつ、通し番号等を付与しないものとする。
- ・調査票は、大阪府障がい福祉室が収集し、データ入力・集計業務を業者に委託する。

③データの集計・分析

<参考1:予算の確保状況>

- ・調査票及び報告書の印刷費(墨字版・点字版) 984 千円
- ・郵券代(往信・返信) 1,766 千円
- ・調査結果入力及び集計の委託費 1,525 千円

<参考2:前回配布数>

地域	人口	身(者)	身(児)	知(者)	知(児)	精	合計
大阪府	8,817,166	1,630	306	729	486	851	4002
大阪市	2,628,811	954	179	358	239	417	2147
堺市	830,966	302	57	113	75	132	679
高槻市	351,826	128	24				152
東大阪市	513,821	186	35				221
合計	—	3,200	601	1200	800	1400	7201

※上記のほか、発達障がい400、難病400を調査対象とした。